



室原地区 地域計画だより

令和6年2月 第1号
室原行政区、室原復興組合
浪江町役場・農業委員会

日頃から町の農業行政にご理解を賜るとともに、営農再開に向けてご尽力頂きありがとうございます。

室原地区では除染後農地を地域で維持管理されてきましたが、令和5年3月末に特定復興再生拠点区域が解除され、今後は営農再開に向けて、ご自身の農地をどうするのか、地域の農業をどのようにしていくのかなど話し合いが必要な時期に来ています。

国では全国で不耕作地の増加、高齢化による担い手の不足などから、おおむね10年後を見据え「誰が、どこで、何を作るか。」といった内容からなる「地域計画」を各地域で策定していくこととしました。浪江町でも現在、関係機関が連携し15地区で地域計画づくりを行っています。

室原地区でも地域計画の策定を通し、営農環境が整備され、地域の農業が持続、発展していくことを期待しています。

浪江町役場 農林水産課長 金山 信一

1 地域計画とは

「地域計画」は国の新たな制度で令和6年度までに策定する必要があります。

◆地域の皆さんが守り続けてきた農地を、次の世代に着実に引き継いでいくために、地域の農業をどのように維持・発展していくかを決めていくのが『**地域計画**』です。

◎地域の皆様が一体となって話し合い、地域計画を作成します。

◎国の営農再開支援事業(除染後農地等の保全管理)により、復興組合で補助金を受け営農再開を行う前提で農地の草刈りや耕起を行ってきましたが、この営農再開支援事業は令和7年度までとなっています。

◎事業終了後は誰かが営農していく必要があり、そのため今から「誰がどこで営農していくのか」を検討していく必要があります。

◆地域計画の策定は、次の手順で進めていきます。

1 地域計画の内容検討

- ステップ1 : 検討の主体を決める
- ステップ2 : 策定するエリアを決める
- ステップ3-1: 5~10年後の農地のあり方を検討する。
- ステップ3-2: 「だれが」「どこで」「何を」つくるのかを決める
- ステップ4 : 将来の地域の農地や農業のあり方を文言としてまとめる



2 地域計画の確定



3 農地バンク等による農地の貸し借り

2 検討の状況

◆令和6年1月13日に営農再開に向けた意見交換会を開催しました。地域計画や営農再開支援事業、基盤整備事業などについて協議した結果、次のことが決まりました。

会場 荻野防災コミュニティセンター

出席者 室原行政区 区長、副区長、組頭、公民館長、同副館長

室原復興組合 組合長、役員

関係機関 浪江町、農業委員、県双葉農業普及所、JA 福島さくら、
県農業振興公社、福島相双復興推進機構

決まったこと

① 検討の主体を決めました。(ステップ1)

話合いの主体は室原行政区と室原復興組合とし、今後、地域計画の具体的な内容の検討、地権者への情報提供を行っていくこととしました。

② 策定するエリアを決めました。(ステップ2)

令和5年3月末に解除された室原行政区内の特定復興再生拠点区域を地域計画検討エリアの案として、今後、エリア境で取り込んだり、除外する農地が無いか確認していくこととしました。

③ 地権者にも地域計画の検討状況をお知らせしていくため、「地域計画だより」を発送していくこととしました。

◆意見交換会での意見、質問(→:関係機関からの回答)

地域計画に関して

- 1 圃場整備計画も含み地域計画は令和6年度までに策定しなければいけないのか。
→国の制度であり6年度までの策定が求められています。
- 2 地権者の意向を確認するのが第一ではないのか。
→地権者の意向の確認は必要。そのためまず検討の主体とエリアを決め今後、担い手を検討してく際に地権者の意向を確認していくこととなります。

営農再開支援事業に関して

- 3 保管理を行いながら営農に結びつく取り組みを行ってほしい。
- 4 営農再開支援事業も概要だけなので詳しく説明しないとよく分からない。

農業基盤について

- 5 圃場の区画は小さく自分の地区では5ヘクタールで40枚の水田がある。使いやすさを考えるとやはり圃場整備は必要と思う。
- 6 水利は大丈夫なのか。
→営農再開する農地があれば申し出て欲しい。幹線水路やその農地への通水が可能か確認します。

農地バンクについて

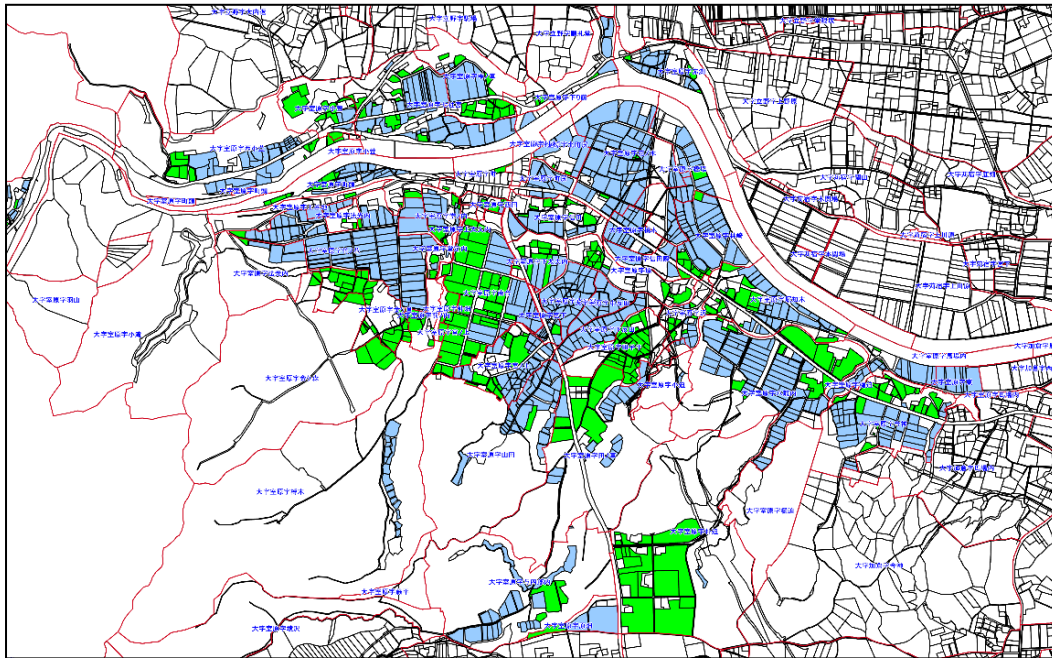
- 7 農地バンクにより複雑な手続きが解消されるとはどういうことか。
→個人契約だと地権者、担い手ごとに複数の契約が必要となるが、農地バンクだと地権者と担い手の仲介を行うので農地バンクとのみの契約になります。
- 8 農地バンクは貸し借りが決まった農地しか対象にしないと聞いたが。
→地権者と担い手が決まった農地が対象となります。そのために地域計画で地域の意見を聞いて貸し借りの計画を立てていくこととなります。

営農に関して

- 9 水田は収益が得られるのか。今は補助金があり作付けしているが、長続きできるようにしてほしい。
- 10 これから作付けする場合、定住する生産者は少ないと思う。委託販売の方法も考えたらどうか。
- 11 他地区をみると外部の法人の方が地域の良さを分かってくれて頑張っている。外部の法人に頼むのは良い方法だと思う。

3 地域計画の範囲

令和5年3月末に解除された室原行政区内の特定復興再生拠点区域。
エリア内の農地について将来の在り方や担い手等を検討していきます。



■ :水田
■ :畑

4 皆様にお考えいただきたいこと

農地
所有者

- ▶ご自分が所有する農地について、今後どうするのか
- ▶営農再開する場合、農業用機械など揃っているか。
- ▶貸す場合、担い手が作業しやすいように、畦畔の除去など可能か など

担い手

- ▶営農規模の拡大・縮小など農地の利用計画
- ▶リース事業(農業用機械など)の活用の有無
- ▶借りたい農地の希望(面積・場所・地目) など

❁浪江町役場 農林水産課農政係	☎0240-34-0245
❁浪江町農業委員会事務局	☎0240-23-5706
❁福島県農業振興公社(浪江町役場駐在)	☎0240-34-0246

詳細はこちら



❁お気軽にお問合せ・ご意見をお寄せ下さい❁